

金属鉱物国内探鉱資金融資審査基準

平成 17 年 10 月 7 日
2005 年（評審）業務通達第 39 号
最終改正 令和 4 年 11 月 14 日

【金属鉱物国内探鉱資金融資審査基準】

- I. 本審査基準は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う非鉄金属鉱物資源の探鉱に係る融資業務について、プロジェクトの採択審査業務をより適正かつ円滑に運営するとともに、わが国の非鉄金属鉱物資源の安定供給を実現する観点から機構業務方法書及び金属鉱物国内探鉱資金貸付細則に基づき定めるものである。
- II. 審査は下記に示す技術的審査事項、経済的審査事項、事業実施関連審査事項及び財務的審査事項について厳正な審査を実施し、機構が採択案件の決定を行う。なお、制度毎の審査項目は別表のとおりとする。
- III. 審査項目には内容に十分に留意した適切な配点を行う。

技術的審査事項

1. 対象地域の有望性
地質鉱床学的にみた対象地域の属する鉱床生成区の潜在的な有望性の評価（マクロ的評価）及び対象地域の地質構造、変質帯の状況、物理化学的異常等の既知データに基づく有望性の評価（ミクロ的評価）を行う。
 - (1) 地質鉱床学的ポテンシャル（マクロ的評価）
 - A 地質鉱床学的に極めて鉱床賦存の可能性の高い鉱床生成区に属し、かつ稼行鉱山（開発中鉱山を含む。以下同様）に隣接し、稼行鉱山と同じ地質及び地質構造の認められる地域（稼行鉱山地域を含む）
 - B 地質鉱床学的に極めて鉱床賦存の可能性の高い鉱床生成区に属しており、周囲に稼行鉱山が存在しないが、既往調査によって鉱床の存在が知られており、今後の調査次第で経済的稼行価値のある鉱床に発展する可能性の高い地域
 - C 地質鉱床学的に極めて鉱床賦存の可能性の高い鉱床生成区に属しており、周囲に稼行鉱山が存在しないが、鉱徴及び明瞭な物理化学的な示徴の認められる地域
 - D 地質鉱床学的に極めて鉱床賦存の可能性の高い鉱床生成区に属しており、周囲に稼行鉱山が存在せず、鉱徴及び物理化学的示徴が認められな
いか、認められても非常に微弱な地域
 - E 上記 A～D 以外の地域。例えば小規模な鉱床しか産しない鉱床生成区に属する地域や、鉱床の存在が認められても過去の調査から発展性が乏しいと判断される地域
 - (2) 既知データ（ミクロ的評価）

対象地域の地質構造、鉱化変質の状況、物理化学的異常の状況、その他既知データの分析により、鉱床賦存のポテンシャルを評価する。

 - A 有望地域
 - B 普通

(3) 推定埋蔵鉱量

金属鉱物国内探鉱資金貸付細則第5条ただし書きに定める大規模な探鉱とは、対象地域の推定埋蔵鉱量が以下のいずれかの規模を超えると見込まれる場合とする。

推定埋蔵鉱量（金属量換算）

大規模	金鉱床	:	>	110 トン
	鉛亜鉛鉱床	:	>	1,000,000 トン
	銅鉱床	:	>	1,000,000 トン

2. リスク

探鉱対象プロジェクトについて、ステージの違いによるリスクの大小を評価する。開発対象プロジェクトは評価対象とはしない。

探鉱資金はリスクマネーの性格があり、当機構の融資制度はリスクマネーに対する支援制度の意味合いがある。しかしながら初期ステージの探鉱はリスクが非常に大きく、支援制度としての融資制度が有効に機能して探鉱が成功に至る可能性は小さい。この観点からプロジェクトの審査に当たっては、リスクを伴いながらも新鉱量獲得の可能性のある稼行鉱山及びその周辺の探鉱及び後期ステージの探鉱等に対して高得点を与え、成功確率の低い初期ステージの探鉱の得点は低くする。

A 初期ステージの探鉱

B 後期ステージの探鉱並びに稼行鉱山周辺の探鉱

3. 探鉱手法、開発技術等の適格性

探鉱に当たっては、鉱床タイプに応じたプロジェクト毎の適格な探鉱モデルの構築が不可欠で、それに対応して適格な探鉱手法を採用することから、鉱床モデルの適格性と探鉱手法の適格性を評価する。

また開発プロジェクトに関しては環境対策に十分留意した適正な開発計画の作成と、それに基づき適用される環境対策技術、採掘方法、選鉱方法等の個別技術の適格性が重要である。このことから開発計画の技術的適格性と個別技術の適格性を評価する。

(1) 鉱床モデル（作業仮説）の適格性

A 適格

B 再検討が必要

(2) 探鉱方法の適格性

A 適格

B 再検討が必要

4. 自然環境・立地条件

自然環境・立地条件は対象地域の有望性等とは独立したプロジェクトの成否を決定する重要な要素である。有望な鉱床が期待される地域であっても、自然環境が劣悪であれば最終的に鉱山開発まで至る可能性は低くなる。

A 良好（自然環境、立地条件が良好でインフラ整備が容易な地域）

B 開発可能（インフラ整備に莫大な費用が必要な地域。開発の場合

は fly-in fly-out でのみ対応可能)

経済的審査事項

1. 事業の計画性

開発までを視野に入れた長期的計画に基づくプロジェクトかどうかを評価する。

- A 長期開発計画の一環としての事業
- B 長期開発計画無し

2. 事業の収益性

探鉱プロジェクトについては、IRR(Internal rate of return: 内部収益率)、Pay Back Period (回収期間) を算定するための条件となる鉱量及び生産コスト等が推定可能である場合には、当該数値によりプロジェクトの収益性を評価する。IRRが高く、Pay Back Period (回収期間) が短いプロジェクトほど高効率で優良と判断される。

(1) IRR

- A $20 \leq \text{IRR}$
- B $10 \leq \text{IRR} < 20$
- C $\text{IRR} < 10$

(2) Pay Back Period

- A 生産開始後、5年未満
- B 生産開始後、5年以上10年未満
- C 生産開始後、10年以上

3. 生産物販売先の確定

生産物販売先の確定しているプロジェクトは、確定していないプロジェクトに比べて収益確保の確実性が高いプロジェクトと考えられるので、これも評価対象とする。

- A 確定
- B 未確定

事業実施関連審査事項

1. 事業実施者の技術力及びプロジェクト管理能力

プロジェクトの成否はプロジェクト実施に係る当事者（貸付先等、貸付先等の出融資先、オペレータ等マネジメント当事者）の技術力及び類似プロジェクト実施経験の有無によるプロジェクト管理能力（探鉱開発プロジェクトの経験の有無）に大きく依存するので、これら

(1) 技術力

- A 優良（経験豊富 ex. 国内鉱山会社）
- B 可（経験少）

(2) プロジェクト管理能力

- A 優良（探鉱・開発プロジェクト実施の経験豊富）
- B 可（経験少）

2. 環境規制等の有無

自然公園等の対象地域独自の要因によって、環境規制、土地所有規制等がなされている場合は、有望プロジェクトであっても許認可取得に時間を要するので、プロジェクト対象地域に係る規制の状況进行评估する。

- A 環境規制等の制限なし、若しくは探鉱・開発が許可されている
- B 環境規制等の制限があるが、今後の協議により許可等がなされる見込み

財務的審査事項

1. 企業財務（償還確実性）

財務内容等の評価により貸付先又は連帯保証人の経営状況を把握し、貸付金の償還確実性が十分であることを確認する。

2. 担保評価

担保（特定担保留保物件及び登記留保物件を含む）もしくは金属鉱物国内探鉱資金貸付業務要領に定める「担保提供可能物件」の評価額が貸付金額に対して十分であること、及び換金可能性が十分であることを確認する。

附 則

この通達は、平成17年10月7日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

附 則

この通達は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年11月14日から施行する。